

宇都宮市観光振興促進事業補助金交付要綱

平成21年4月1日
告示第145号

(趣旨)

第1条 市の交付する観光振興促進事業補助金（以下「補助金」という。）については、宇都宮市補助金等交付規則（昭和41年規則第22号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、うつのみや観光体験館その他観光施設を整備して運営又は経営しようとする者に対し、その整備に係る費用の一部を補助することにより、観光の場としての魅力の創出を図り、もって本市の観光振興を促進することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) うつのみや観光体験館 本市への来訪者及び観光客が、本市の伝統工芸、ものづくり等の産業、文化、食等の魅力に触れる体験型観光を目的とし、滞在することができる施設をいう。
- (2) 観光施設 別に定める大谷・多気・古賀志エリア（以下「大谷エリア」という。）及び餃子通り内に新たに新店する飲食店又は土産品販売店、その他市長が必要と認める施設（以下「店舗」という。）をいう。
- (3) 観光情報コーナー 店舗内に観光パンフレット、イベント情報誌等を設置した観光情報を発信するスペースをいう。
- (4) おもてなしコーナー 観光客等が休憩するため、飲料水や休憩の場を無償で提供するスペースをいう。
- (5) 出店促進重点エリア 別に定める大谷エリア及び餃子通り内において、特に多くの観光客が周遊するために観光施設等の集積が必要なエリアをいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号の条件を満たすものとする。

- (1) うつのみや観光体験館の運営又は店舗の経営を2年以上継続すること。

- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 店舗を出店する場合においては、店舗内に観光情報コーナーを設置すること。

(補助対象事業)

第5条 補助金の対象となる事業は、次の各号に掲げる名称とし、当該各号に定める区域及びエリア内において実施される事業とする。

- (1) うつのみや観光体験館整備事業
 - ①宇都宮市全域
 - ②出店促進重点エリア（餃子通りについては、別に定める要件を満たすものに限る）
- (2) 観光施設整備事業
 - ①大谷エリア
 - ②出店促進重点エリア（餃子通りについては、別に定める要件を満たすものに限る）

(補助金の額等)

第6条 補助金は、次の表に掲げる額とし、補助事業の当初実施分に限り交付する。

対象事業	対象経費	補助率	限度額
(1) - ① うつのみや観光体験館整備事業	うつのみや観光体験館の新設又は改修工事等に要する費用 ア 内・外装工事費，土木工事費，電気設備工事費，給排水・衛生設備工事費その他体験型観光実施のために必要と認められる工事費	1 / 3	200万円
(1) - ② うつのみや観光体験館整備事業【出店促進重点エリア】	イ 体験型観光実施のために必要と認められる備品の購入費 ウ 装飾品その他消耗品の購入費		400万円
(2) - ① 観光施設整備事業	店舗の新規出店に伴う工事等に要する費用 ア 内・外装工事費，土木工事費，電気設備工事費，給排水・衛生設備工事費その他必要と認められる工事費 イ 店舗に必要と認められる備品，装飾品の購入費	1 / 3	200万円 (おもてなしコーナーを併設しない場合にあっては，150万円)

(2) - ② 観光施設整備事業【出店促進重点エリア】	ウ おもてなしコーナーを併設する場合は、おもてなしコーナーの備品その他これに類するものの購入費		400万円 (おもてなしコーナーを併設しない場合にあっては、350万円)
-----------------------------	---	--	---

2 前項の規定に基づき算出した額に千円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額を補助金の額とする。

3 第1項の表に掲げる対象事業の実施に当たっては、地場産材（大谷石，木材等）をできる限り使用するものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金等交付申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 交付を受けようとする事業の事業計画書（事業開始後2年間の事業収支計画，施設整備に係る収入支出の予算の内訳，算出の基礎を示した書類，工事の図面，所在が分かる地図等）
- (2) 当該事業に係る施設の着工前の写真
- (3) 当該事業に係る土地・建物の登記簿謄本
- (4) 賃借物件の場合は賃貸契約書の写し及び貸主の施工同意書の写し
- (5) 法人の場合はその法人の登記事項証明書
- (6) 個人の場合は住民票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書
- (7) 申請者の市税完納証明書
- (8) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第8条 市長は、前条の規定により補助金交付申請書が提出されたときは、速やかに当該申請書の内容を審査し、補助金を交付するものと認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付を決定したときは、補助金等交付決定通知により、その旨を当該申請者に通知するものとする。

（交付申請の変更等）

第9条 申請者は、第7条の申請書の内容を変更し、又は廃止しようとするときは、補助金等変更等申請書を市長に提出しなければならない。

2 第1項の申請書の提出があった場合における交付の決定については、前条の規定を準用する。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、規則で定める実績報告等の提出を受け、その内容が交付決定の内容及び条件に適合するものと認めるときは、遅滞なく交付すべき補助金の額を確定するものとする。ただし、交付決定額と確定した交付確定額に差が生じないときは、交付決定通知を交付確定通知とみなすものとする。

(補助金の交付請求)

第11条 補助金の交付決定を受けた者は、事業完了後速やかに補助金等交付請求書に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 補助金等交付決定通知書の写し
- (2) 交付を受けようとする事業の対象経費に係る領収書の写し
- (3) 当該事業に係る施設の完成写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、現地確認を行い、補助金交付の決定内容に適合すると認めたときは、補助金を交付するものとする。

(観光振興への協力)

第12条 補助金の交付を受けた者は、市からの要請を受けたときは、宇都宮の観光振興に協力するものとする。

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金交付決定の全部又は一部を取消し、当該取消しに係る補助金の返還を、補助金の交付を受けた者に対し命じるものとする。

- (1) 不正な手段により補助金を受けたとき
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

制定文（平成21年4月1日告示第145号）

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

改正文（平成25年4月1日告示第161-6号）

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

改正文（平成26年4月1日告示第160-26号）

この要綱は、平成26年度分の補助金から適用する。

改正文（平成27年4月1日告示第308-1号）

この要綱は、平成27年度分の補助金から適用する。

改正文（平成29年4月1日告示第155-22号）

この要綱は、平成29年度分の補助金から適用する。

改正文（令和2年4月1日告示第141号）

この要綱は、令和2年度分の補助金から適用する。